

令和2年 4月15日

川口市内の保育所等に  
児童が在籍する保護者の勤務先事業者の皆様

川口市長 奥ノ木 信夫

緊急事態宣言発出に伴う保育所等の登園自粛要請の協力について

日頃より、川口市の保育行政にご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、当市における新型コロナウイルスの感染者は高水準で推移しており、非常に逼迫した重大局面が続いております。こうした事態を受け、国は令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出し、埼玉県は緊急事態措置区域に指定されました。

これまで当市では、市内における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、自宅での保育が可能なご家庭に対し、保育所等への登園の自粛を要請しておりましたが、今回の緊急事態宣言を受け、さらなる登園自粛を強く要請することといたしました。

つきましては、事業者の皆様におかれましては、保育所等に在籍する児童の保護者の勤務について、特段のご配慮を頂きますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 期 間 緊急事態宣言の効力が継続する期間
- 2 対象施設 認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園
- 3 登園自粛要請中において、特例的に保育を実施する保護者
  - ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方
  - 保護者全員が、埼玉県が公表する緊急事態措置において休業要請対象以外の仕事に従事している方で、就労継続が必要な方